

(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ郵送又はオンライン申請
令和6年2月より、登録申請等のオンライン申請を開始しました。

オンライン申請は、別途「事務所登録受付システム」サイトよりアクセス願います。

※今般、オンライン申請及び郵送申請の実施に伴い、持参当日受付は終了しました。

記入例

正本と副本2部作成し、
右上部に鉛筆で表示を
すること。

一級建築士事務所登録申請書

一級又は二級の別を
記入すること

建築士事務所の更新申請は現登録年月日の5年後の月日の前日までが
登録有効期限となっています。

登録有効期限を過ぎますと建築士事務所は期限切れ抹消となり、設計等
の業務が行えませんのでご注意ください。

更新時期については建築士法で現登録年月日の5年後の月日の30日
前までには更新申請をしなければならないと定められています。(大阪府
では3ヶ月前より更新申請を受付けております。)

更新申請時に登録事項に変更がある場合は、変更届出書を提出してい
ただかないと更新申請は受付できませんのでご注意ください。

申請日は、受付日
となりますので
空白で結構です。

申 年 月 日 令和 年 月 日

次頁の登録申請書に記載
の建築士事務所所在地、
登録申請者氏名(法人は
法人名・代表者氏名)を
記入してください。

事務所 所在地 大阪市中央区谷町3-1-17 ジョイン 大手前ビル 5階

申請者 氏 名 株式会社 大阪建築登録設計 代表取締役 大登 太郎

事務所電話番号 (06) 6947-1172 番

5 4 0 - 0 0 1 2

建築士事務所の所在地の電話番号・
郵便番号を記入してください

作成担当者氏名 大登 秀良

建築士事務所のご
担当者のメールアドレス
を記入してください。
(代理人は不要です)

事務所担当者メールアドレス
(touroku@oaaf.or.jp)

該当部分を囲むこと

第五号書式（第二十条関係）（ハ）

正	副	一級 二級 木造
---	---	----------------

建築士事務所登録申請書 (第一面)

※手数料欄

(記入注意)

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中にレを付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 木造	建築士	作成された年月日を記入してください。	この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。
令和	年	月	日
大阪府指定事務所登録機関 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 殿		株式会社 大阪建築登録設計	登録申請者氏名 代表取締役 大登 太郎

郵便番号も記入

事務所	ふりがな 名称	株式会社 大阪建築登録設計 一級建築士事務所	
事務所	所在地	〒 540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17 ジョイント大手前ビル5階 電話 06-6947-1172 番	
事務所	一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	

登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏名	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし
		住所	〒 540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17	

郵便番号も記入

登記上の本店所在地を記入。但し、事実上の本店所在地と異なる場合は(事実上の本店)と(登記上の本店)と頭書きして、それぞれ併記する。

登録申請者	法人であるとき	ふりがな 名称	株式会社 大阪建築登録設計	
		事務所所在地	〒 540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17	

注意：建築士定期講習受講内容ではありません

建築士事務所を管理する建築士	ふりがな 氏名	太閤 秀郎	登録番号	11111
	二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士		登録を受けた都府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 22年 6月 1日	修了証番号	095C-12345T

修了年月日は、和暦で記入してください。

現登録年月日及び登録番号	平成 28年 9月 15日 大阪府知事登録(ハ)第 12345号
--------------	-------------------------------------

更新申請の場合のみ、事務所の現在の登録年月日と登録番号を記入

新規更新 □ □	※登録年月日及び登録番号	年 月 日 大阪府知事登録()第 号	査
-------------	--------------	------------------------	---

ここには、記入しないこと

所属建築士名簿

[記入注意]

この所属建築士名簿を記入する前に、全ての建築士免許証等の原本確認してください。

全ての所属建築士についてこの書類に記載しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別	登録を受けた 都道府県名(二 級建築士又は 木造建築士)	登録番号	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあっ てはその旨	構造設計一級建 築士証又は設備 一級建築士証の 交付番号
(管理建築士) たいこう ひでお 太閤 秀郎	一級建築士		11111		
たにまち さぶろう 谷町 三郎	一級建築士		4321		
うめだ いちろう 梅田 一郎	一級建築士		9101	構造一級建築士	1234
なにわ じろう 浪速 次郎	一級建築士		5678		
いこま あずま(あらい) 生駒 東(旧姓:荒井)	一級建築士		12121	設備一級建築士	4567
みさき なぎさ 岬 なぎさ	二級建築士	大阪府	7777		
かんべ みなと 神戸 湊	二級建築士	兵庫県	神戸3333		

当該事務所に所属し設計・工事監理等の業務に携わっている建築士をすべて記入してください。
(管理建築士も含む)

またこの書類に記入しきれない場合は複写してご使用ください。

ご注意：この名簿に所属建築士を記入する前に建築士免許証等を確認うえ、免許証等記載の書体にて記入してください。

- ① 旧姓の記載を希望される方は、免許証等に旧姓が記載されている方のみ、免許証等の氏名と旧姓を併記して下さい。(記入例：生駒 東(旧姓：荒井)と記入して下さい。)
- ② 外国籍の建築士さんで、通称名の記載を希望される方は、免許証等に通称名が記載されている方のみ、通称名で記入して下さい。
- ③ 結婚等で氏名等に変更がある場合は建築士法第5条の2第二号の規定により事項変更を届け出なければなりません。(詳しくは、住所地の建築士会へお問合せください。)

有・無の口内に✓を入れてください。
またこの(第二面)にすべての建築士
が記載できない場合は、有の口内に✓
してこの書類をコピーして使用してく
ださい。
この(第二面)に記入できる場合は無
の口内に✓を入れてください。

(備考)					
別紙	有 <input type="checkbox"/>				
	無 <input type="checkbox"/>				
		計		一級建築士	5名
				二級建築士	2名
				木造建築士	名
				構造一級建築士	1名
				設備一級建築士	1名

(第三面)
役員名簿

個人事務所の添付は不要です。

[記入注意]

- 1、この書類は申請者が法人である場合のみ提出してください。
- 2、全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 3、生年月日は、和暦で記入してください。

ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日
(開設者) だいてう たろう 大登 太郎	男	代表取締役	昭和25年10月5日
うめだ いちろう 梅田 一朗	男	取締役	昭和28年7月3日
だいてう はなこ 大登 花子	女	取締役	昭和35年6月25日
せんば さぶろう 船場 三郎	男	取締役	昭和31年12月22日
おおかわ みやび 大川 雅	女	取締役	平成3年7月20日
	男		年 月 日

この(第三面)役員名簿は法人のみ記入し添付してください。(個人事務所の添付は不要)

法人登記事項証明書に記載の役員を記入してください。

株式会社の場合：代表取締役・取締役・執行役・当該事務所の支配人（監査役は含まない。）

（注意：指名委員会を設置している法人の取締役で監査委員等は取締役とだけ記載してください。）

公益法人の場合：代表理事（理事長）・理事

合名会社：法人登記事項証明書に記載の社員

合資会社：無限責任社員（有限責任社員は含まない。）

合同会社：代表社員・業務を執行する社員

※社内肩書での会長・常務・専務・取締役執行役員等の記入はしないでください。

※役員の氏名・ふりがな・性別・役名・生年月日を必ず記入してください。

※生年月日は、和暦で記入してください。

※この書式は建築士法施行規則にて規定された法定書式ですので記入漏れがないよう必ず記入して添付してください。

	女		年 月 日
	男		年 月 日
			年 月 日

有・無の口内に✓を入れてください。
この(第三面)にすべての役員が記入できない場合は有の口内に✓を入れこの書類をコピーして使用してください。
この(第三面)に記入できる場合は無の口内に✓を入れてください。

(備考)

別紙 有
無

登録申請者と管理建築士が同一人の場合は両方を大きく丸囲みし、兼用とする

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自記と記入して下さい。

ふりがなをふること

性別を○で囲んでください。

ふりがな 氏 名	だいたう たろう 大 登 太 郎	男・女	生年月日	昭和 16 年 8 月 1 日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録番号		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び	卒業・修了・中退の別	
	昭和 33 年 3 月 20 日	大阪府立大阪城高校 普通科	卒 業	
職 歴	期 間 年 月～ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成 10 年 11 月～	株式会社 大阪建築設計	代表取締役	
	昭和 62 年 10 月～ 平成 10 年 10 月	同上 梅田支店	営業部長	
	昭和 42 年 4 月～ 昭和 62 年 9 月	同上 難波支店	営業部課長	
昭和 33 年 4 月～ 昭和 42 年 3 月	株式会社 大阪府商事	営業担当		
歴	最終学歴を記入してください。 (中学・高校・大学・専門学校等)			

□に☑チェックを入れてください。

学校卒業（修了）後すべての職歴を記入してください。

第六号書式（第二十条関係）（A4）
添付書類（ロ）

登録申請者と管理建築士が同一人の場合は前頁を兼用するため不要

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

ふりがなをふること

〔記入注意〕

- 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 勤務先の欄は、自家営業の場合には「自営」と記入して下さい。

ふりがな 氏 名	たいこう ひでお 太 閣 秀 郎	男 女	生年月日	昭和24年 2月 1日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 号	1 1 1 1 1	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び学科	卒業・修了・中退の別	
	昭和42年 3月 20日	大阪府立北大阪高校 建築科	卒 業	
職 歴	期 間 年 月～ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	平成10年 4月～	株式会社 大阪建築設計	設計部長	
	昭和62年 4月～ 平成10年 3月	同上 梅田支店	設計部課長	
昭和42年 4月～ 昭和62年 3月	同上 難波支店	設計部		

□に☑チェックを入れてください。

学校卒業（修了）後すべての職歴を記入してください。
原則、半年以上の空白期間が無いように記入してください。
（無職）（フリーランス）等も含めて記入してください。

誓 約 書

誓約年月日は、和暦で
記入してください。

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人がある人の場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 1 年 8 月 1 日

株式会社 大阪建築登録設計
登録申請者氏名...代表取締役...大登...太郎

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。